

造園職職員は、国営公園の整備・管理運営、地方公共団体が整備する都市公園への支援の他、都市環境の向上に資する緑の確保や保全、良好な景観の形成、歴史まちづくり、都市の農地の保全等を担当しています。

① 国営公園等の整備・管理運営

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域レクリエーション、災害時の広域的な救援活動拠点づくりのため、全国17箇所国が事業主体となる国営公園の整備、維持管理運営などを進めています。

※国営公園の種類と数
 イ号(12箇所)：一の都府県を超えるような広域の見地から設置する公園
 ロ号(5箇所)：優れた文化的資産の保存等のため閣議決定を経て設置する公園



国営常陸海浜公園（茨城県・イ号）



国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県・ロ号）

② 地方公共団体が整備する都市公園の支援

都市の防災性の向上、地球環境問題等への対応、豊かな地域づくりと少子高齢化社会への対応等、国が取り組むべき政策課題に対応した都市公園の整備管理に取り組む地方公共団体を支援しています。特に、民間活力の導入や公園の再編等のバージョンアップを重要課題として取り組んでいます。



こどものアイデアを取り入れた公園整備（大井坂下公園：東京都品川区）



工場跡地で100年がかりの森づくりに取り組む公園（尼崎の森中央緑地：兵庫県尼崎市）

③ 都市のみどりの保全・創出

気候変動に伴う防災・減災への対応、SDGsの実現、生物多様性の保全など、複雑化する社会課題に対応するため、民間活力を活かしつつ、都市における緑地の保全と創出を推進しています。

また、海外日本庭園の修復やガーデンツーリズムなどを通じて、緑化技術の海外展開、観光との連携や庭園文化の普及にも取り組んでいます。



グリーンインフラによる快適で魅力的な都市の実現（イメージ：みなとみらい地区（横浜市））



ガーデンツーリズム登録制度による地域の魅力発信（第1回登録計画：北海道ガーデン街道）

④ 歴史を活かしたまちづくり

古都保存法、明日香法に基づき我が国を代表する歴史的風土の保存を図るとともに、歴史まちづくり法に基づき、市区町村が策定する歴史的風致維持向上計画の認定と計画に基づく取組への重点的な支援を行い、地域の歴史的資産を活かしたまちづくりを推進しています。



古都飛鳥の歴史的風土（奈良県明日香村）



歴史的町並みを背景に行われる村上まつり（新潟県村上市）

⑤ 良好な景観形成

景観法に基づく景観計画の策定等の普及啓発や技術的助言等により、地方公共団体による良好な景観の形成を推進しています。

全国各地で地域の特性にあった景観形成の取組が行われるよう、良好な景観形成の取組事例の分析や、効果の周知を進めています。



旧城下町における往時のまちなみの風情を残す景観の整備（島根県津和野町）



全国の良好な景観形成に向けた取組や効果をとらまとめて普及啓発を実施

⑥ 都市農地の保全・活用

都市農地の位置付けを都市に「あるべきもの」へと転換した「都市農業振興基本計画」に基づき、生産緑地制度の見直しや、農地と宅地が共存する「田園住居地域」の創設など、都市農地の保全推進に向けた取組を進めています。また、都市農地を活用した地域や民間企業の農的な活動の推進にも取り組んでいます。



生産緑地の保全と活用（東京都練馬区・体験農園）



農や食を通じたコミュニティ活動（大阪市・コミュニティ農園）

① 国営公園等の整備の推進

国営沖縄記念公園 首里城地区

復元整備を進めてきた首里城は、令和元年の火災により、正殿を含む9施設が焼失しました。現在、令和8年の首里城正殿の復元に向けた取組を進めています。

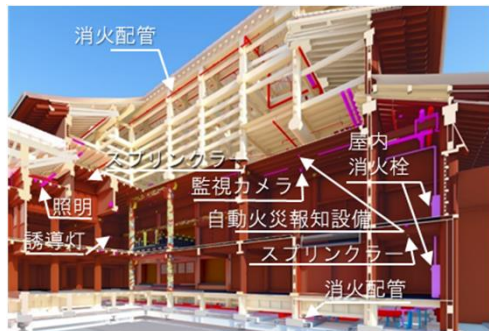


赤瓦葺き（令和6年7月時点）



火災直後

正殿の新たな防火対策



明治記念大磯邸園



「明治150年」関連施策として、神奈川県大磯町において、歴史的価値の高い邸宅や庭園を一体的に保存・活用に向けた整備を進めています。

② 民間事業者と連携した都市公園の賑わいづくり

都市公園をより魅力的なものにするため、カフェやレストランなどの収益施設を設置して収益の一部を公園整備等に還元する事業者を公募する「Park-PFI」制度を、平成29年の都市公園法の改正により創設しました。

それぞれの都市公園の特徴を活かして民間事業者の提案を引き出す公募が実施できるよう、ガイドラインを作成するとともに、各地で説明会などを行い、全国の地方公共団体への制度の普及に努めています。



Park-PFIを活用してリニューアルを行った事例
東遊園地（兵庫県神戸市）

③ 2027年国際園芸博覧会の開催準備

2027年国際園芸博覧会（略称：GREEN×EXPO 2027）は、条約に基づく国内通算7回目の万国博覧会です。SDGsの達成やグリーン社会の実現に貢献する博覧会として、これからの自然と人・社会との持続可能性を追求し、世界と共有する場を目指します。これまで、特別措置法の施行、国際園芸博覧会担当大臣の指定、博覧会国際事務局（BIE）の認定等を経て、令和5年4月に関係閣僚会議を開催する等、開催に向けた準備を推進しています。



BIE総会（パリ）での進捗報告



関係閣僚会議の開催（R5.4）

④ 歴史まちづくりの推進

歴史まちづくり法に基づき、市区町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国（国土交通省・文化庁・農林水産省）が認定し、認定した計画に基づく取組に対して、法令上の特例措置や補助事業等により重点的な支援を行い、歴史的風致の維持向上を推進しています（令和6年7月現在、97都市を認定）。

また、法制度の普及啓発や、市区町村への計画策定に係るアドバイス、認定都市への技術的助言等を行っています。



歴史的なまちなみと散策する人で賑わう海野宿
（長野県東御市）



歴史まちづくりの普及施策例（左：歴まちカード、右：歴まち情報サイト）

